



静岡県 全17件

■都道府県：静岡県

■自治体名：静岡県

【名称】静岡県農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドライン

【制定】平成28年3月改定

【対象】水力

【内容】円滑な手続きを解説する内容

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進

■都道府県：静岡県

■自治体名：浜松市

【名称】浜松市太陽光発電設置に関する土地利用要綱

【制定】2012年11月1日

【対象】太陽光

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】太陽光発電設置における、緑地率や調整池に関する規制緩和要綱。

■都道府県：静岡県

■自治体名：浜松市

【名称】浜松市風力発電施設に関するガイドライン

【制定】8月10日2006年

【対象】風力

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【概要】風力発電施設の建設を行う事業者が順守すべき事項及び調整手順の明確化を図るガイドライン

■都道府県：静岡県

■自治体名：浜松市

【名称】浜松市環境影響評価条例

【制定】2016年3月

【対象】太陽光、風力、水力、バイオマス

【内容】自然環境の保全、土地利用の制限、地元との諸調整、騒音・振動

【法令根拠】環境影響評価法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

静岡県 全17件

■都道府県：静岡県

■自治体名：沼津市

【名称】沼津市景観条例

【制定】2010年6月28日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成6年に制定され、平成17年6月に全面施行された。まち並み景観は今後も変化し続けていくことが想定され、より良好で潤いのある景観づくりを進めていくことが必要とされることから、市全域を区域とした沼津市景観条例を策定し景観形成を図るもの。

■都道府県：静岡県

■自治体名：沼津市

【名称】沼津市土地利用指導要綱

【制定】1977年6月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】土地利用の制限

【法令根拠】沼津市環境保全基本条例

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】承認

【概要】土地利用事業の施行に関し、その適切な施行を指導することで、施行区域及びその周辺における災害を防止するとともに、沼津市環境保全基本条例に基づく良好な環境の創造に努めることを目的としている。住宅、資材置き場又は墓園等の建設の目的で行う一団の土地の区画形質の変更が生じる事業であり、施行区域の面積が2,000 -以上の事業について適用する。

■都道府県：静岡県

■自治体名：富士宮市

【名称】富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

【制定】2015年7月1日

【対象】太陽光, 風力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談

【概要】富士山世界遺産登録において、富士山の景観や眺望、自然環境との調和を目的として制定。再生可能エネルギー事業の適正な誘導に努めている。

■都道府県：静岡県

■自治体名：富士宮市

【名称】小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン

【制定】2015年7月1日

【対象】太陽光, 風力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の適用除外事業(モジュール 1,000平方メートル以下、風力等 10メートル以下)について自然や景観特性を踏まえ、設置位置、設備の安全性、撤去などの周辺環境等への一定の配慮についてガイドラインを策定。

静岡県 全17件

■都道府県：静岡県

■自治体名：伊東市

【名称】伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例、及びその施行規則

【制定】2018年6月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可、届出、事前相談

【概要】伊東市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境を保全しつつ、太陽光発電設備設置事業との調和を図るべく、事業区域が1,000平方メートル以上、総発電出力が50KW以上の太陽光発電設備設置事業を実施する場合は地域住民への説明会の実施が求められるほか、市長の同意を得なければならない。

■都道府県：静岡県

■自治体名：富士市

【名称】富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の対象区域における太陽光発電設備の設置に係る土地利用事業に関する行政指導方針

【制定】2013年12月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】富士市では、富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然を継承させていくために平成3年に「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を策定し、無秩序な開発を抑制してきました。しかし、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されると、環境管理計画の区域内において大規模な太陽光発電設備の設置について相談が相次いだことから、富士山の自然環境を保全するとともに景観や眺望を阻害することがないように、本行政指導方針を定めました。

■都道府県：静岡県

■自治体名：焼津市

【名称】焼津市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

【制定】1996年3月13日

【対象】太陽光

【内容】地元との諸調整、生活環境の確保

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】土地利用承認申請

【概要】土地利用事業の施行に関し必要な基準を定め、その適正な施行を誘導することにより施行区域及びその周辺地域における災害の発生を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって市の均衡ある発展に資することを目的とする。

■都道府県：静岡県

■自治体名：掛川市

【名称】掛川市自然環境の保全に関する条例

【制定】2006年7月4日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

静岡県 全17件

■都道府県：静岡県

■自治体名：掛川市

【名称】土地利用事業の適正化に関する指導要綱

【制定】2005年4月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

■都道府県：静岡県

■自治体名：掛川市

【名称】掛川市風力発電施設設置ガイドライン

【制定】2006年5月17日

【対象】風力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整, 騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

■都道府県：静岡県

■自治体名：御前崎市

【名称】御前崎市風力発電施設設置ガイドライン

【制定】2017年4月1日

【対象】風力

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 地元との諸調整, 騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出, 事前相談

【概要】御前崎市市内において建設する、風力発電施設及び送電線等の付帯設備の新設、増設又は大規模な改修を対象としたガイドライン

■都道府県：静岡県

■自治体名：長泉町

【名称】長泉町景観条例

【制定】2016年4月1日

【対象】太陽光

【内容】土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出, 事前相談

【概要】町・町民・事業者が協働して、良好な景観の実現を図り、もって町の魅力と活力を高め、町民が誇りと愛着を持つ良好な景観を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

■都道府県：静岡県

■自治体名：小山町

【名称】小山町景観条例

【制定】2015年12月17日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】本町の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、美しい景観の保全及び形成を図り、もって町民の豊かで活力ある生活の実現及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。